株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年二月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年一月八日

佐賀県三養基郡みやき町大字白壁二七八五番地

西九州観光開発株式会社

代表取締役　山口　耕治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当会社の日本に住所があるすべての日本における代表者である佐藤太伸が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月八日

福島県福島市陣場町九―三九

ナチュラルオーバー・インコーポレイテッド

日本における代表者　佐藤　太伸

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である矢島靖彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年一月八日

東京都渋谷区笹塚三丁目二番一五号第二ベルプラザ四階

ティー・シー・エレクトロニックエーエス日本における代表者　矢島　靖彦

限定承認公告

本籍大阪市北区天神橋四丁目五四番地、最後の住所大阪市北区天神橋四丁目八番一二号

被相続人　亡　常國　英明

右被相続人は平成二十一年九月十日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月二十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

大阪市北区天神橋四丁目八番一二号

相続財産管理人　常國　哲造

出資一口の金額の減少公告

当協同組合は、平成二十一年十二月十日開催の臨時総会において、出資一口の金額五万円から一万円に減少することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二の規定により公告します。

平成二十二年一月八日

茨城県行方市手賀一三三一

オアシス協同組合

代表理事　理崎勇次郎

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十二年一月二十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

本特定目的会社が利用可能な資金をもって、A種優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少を行うための要件については、取締役が優先資本金の額の減少及びその効力の生じる日を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年三月一日以降とする。

四、減少する優先資本金の額及びその計算方法

減少する優先資本金の額の計算方法は、A種優先出資の発行済み総口数に金五万円を乗じる方法による。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

A種優先出資の発行済み総口数とする。

六、優先出資の消却の方法

A種優先出資一口あたり金五万円にて有償消却する方法によって行う。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額又はその計算方法

消却に要する金額の計算方法は、A種優先出資の発行済み総口数に金五万円を乗じる方法による。

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

優先資本金の額の減少の対象となる優先出資は、A種優先出資とする。

平成二十二年一月八日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

勝どきキャピタル特定目的会社

取締役　矢野　雅士

訂正公告

平成二十一年十二月二十八日(号外第二七七号)掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告の乙の代表者名「代表取締役　西山　彰」とあるは「代表取締役　西川　彰」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年一月八日

三重県四日市市海山道町三丁目八〇番地

（甲）中日臨海バス株式会社

代表取締役　森川　道博

大阪府堺市西区浜寺石津町西三丁七番三〇号

（乙）株式会社レイ

代表取締役　西山　彰

訂正公告

平成二十一年十一月二十日掲載の久住エンタープライズ合資会社に係る組織変更公告中、会社名「久住エンタープライズ合資会社」とあるは「久住エンタープライズ合資会社」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十二年一月八日

扱　店

取消公告

平成二十一年十月二十九日（号外第二三〇号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中の合併公告並びに平成二十一年十一月三十日掲載の効力発生日変更公告は取り消します。

平成二十二年一月八日

青森県八戸市大字六日町二二番地二

（甲）男山株式会社

代表取締役　駒井庄三郎

青森県八戸市大字湊町字本町二二番地

（乙）八仙男山株式会社

代表取締役　駒井庄三郎

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三二		終りから三	贈与の限度額　贈与額	

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四二		一三	贈与の限度額　贈与額	

（原稿誤り）

同年八月二十六日外務省告示第四百八十四号（北部地域教育施設改修及び機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二	四		贈与の限度額　贈与額	

平成二十一年二月二十七日外務省告示第九十三号（南部三県学校環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五	四		贈与の限度額　贈与額	

同年七月八日外務省告示第三百六十八号（ゲルマ地区生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

三ページ四段二二行目から二三行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
三	四	二四	4	3

同年十一月十六日外務省告示第五百三十二号（貧困農民支援に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三一		終りから三	贈与の限度額　贈与額	

同年十二月十日外務省告示第五百六十一号（南太平洋大学情報通信技術センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー諸島共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四四		一四	エペリ・ナイラティカウ	イノケ・クンブアンボラ

同年十二月十六日外務省告示第五百六十七号（太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
六	二	二四	贈与の限度額　贈与額	

同年十二月十七日外務省告示第五百七十八号（サイクロン「ナルギス」被災地小学校兼サイクロンシェルター建設計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四二		終りから一七	十一月三十日	十二月四日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月八日付第五号六四ページ
二月十一日付（第一七三回）

ジ●同日付政府調達第五号一三六ページ●二十一年十
）参会追録八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）